

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新規入学者に限定していた鳥取県医師養成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けることができる者（以下「借受者」という。）の範囲を拡げることにより、将来県内で勤務する医師の確保を図る。

2 規則の概要

(1) 奨学金の借受者に、大学の医学を履修する課程に入学し、同課程の第1学年から第6学年までに在学する者を加える。

(2) 奨学金の貸付期間及び貸付総額は、借受者の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

区 分	奨学金の貸付期間	奨学金の貸付総額
ア 大学に入学した年度に奨学金の貸付申請をした者（大学に入学する前にあらかじめ貸付申請をすることとされた者を含む。）	大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで	72月分を限度とする。
イ 大学に編入学した年度に奨学金の貸付申請をした者	大学に編入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで	72月から当該奨学金の貸付申請時に在学している学年の数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分に、12から大学に編入学した日の属する年度の最初の月から大学に編入学した日の属する月の前月までの月数を減じた数を加えた月数分
ウ ア及びイ以外の者	奨学金の貸付申請をした日の属する年度の最初の月から大学を卒業する日の属する月まで	72月から当該奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。